

鳥栖市教育支援センター 「みらい」



鳥栖市教育委員会

1 目的

- 不登校児童生徒の多様な教育の場として、教育支援センター「みらい」を開設しています。学習や共同的な体験活動等を通して、人とかかわることへの不安や悩みを和らげ、社会的に自立（学校復帰を含む）する態度や能力の育成を目指します。

2 指導方針

- 児童生徒、保護者に寄り添い悩みに耳を傾け、小さな成功体験を積み重ねながら、自分自身に自信がもてるように支援をしていきます。

支援のあり方

- ホップ・ステップ・ジャンプの3段階に分けています。

段階	支援の内容
ホップ	<ul style="list-style-type: none">☆ 「みらい」に慣れる…面接・相談的支援<ul style="list-style-type: none">○ 自分で「みらい」に入室する。○ 「みらい」の友達や指導員とあいさつする。○ たずねられたら応える。○ 自分のめあてをもち、前向きな気持ちをもつ。
ステップ	<ul style="list-style-type: none">☆ いろいろな活動に挑戦してみる…集団への適応支援<ul style="list-style-type: none">○ 自分から指導員に話しかける。○ 朝起き・睡眠時間など生活のリズムをつくる。○ 友達と一緒に活動する。○ 自分の気持ちを伝える。○ PC、電話やノート等で担任と連絡をとる。
ジャンプ	<ul style="list-style-type: none">☆ 社会的な自立の第1歩として、学校とのかかわりを深める…社会への適応支援<ul style="list-style-type: none">○ 担任と話をする。○ クラスの友達とのかかわりをもつ。○ 短時間でもいいので、登校し校内で過ごす。○ 教室に入ったり、行事に参加したりする。

3 活動内容

(1) 1日の生活の流れを提示します。

※ 見通しをもつことで、安心して来室できるようになります。

Wi-Fi 環境も整っていますので、タブレットを使用できます。

時間	活動	内容
10:00	朝の挨拶・活動の準備 活動(個人または小集団)	・活動の確認と準備 ・予定にそった活動 ・ゲームや運動
12:00	昼食	・昼食 ・自由時間
13:00	学習	・自分で決めた学習
14:00	自由活動	・自分がやりたい活動
14:40 15:00	振り返り・帰りの挨拶	・活動の振り返り ・次の日の計画

(2) 毎週水曜日は、登校にチャレンジします。

- ・児童生徒にとって、過度の負担にならないよう十分配慮します。
- ・この日は指導員が学校訪問、家庭訪問、担任の先生と面談、不登校の相談等を行います。

(3) 月に1回程度、集団活動を行います。

4月		10月	工場見学
5月	野外活動(田代公園)	11月	おやつ作り
6月	カード作り	12月	リース作り
7月	夏野菜カレー作り	1月	お茶会
8月		2月	豆まき
9月	制作活動	3月	焼きそば作り

(4) 野菜栽培を通して、収穫の喜びを味わわせます。

・畑で野菜を分担協力して育てます。

(5) ゲームや運動を奨励します。

・体を動かしたり、グループでカードゲームをしたりして元気を取り戻し、友達とも自然に接するようにします。

(6) 調理実習、野外活動を通して、コミュニケーション能力を育てます。

(7) 「みらい」で作った作品や課題等を学校に提出します。

・達成感や成就感を味わわせ、学校とのかかわりを深めます。

(8) 保護者会を開催します。

・年に3回程度保護者会(7月、12月、3月)を開催し、「みらい」や家庭での様子などの情報交換を行います。

(9) 担任等との連絡会を実施します。

・定期的に学校職員(担任、養護教諭、教育相談担当者等)と児童生徒の現状を共通理解し、相互が以後の指導に生かします。

(10) 教育支援センター「みらい」通信を発行します。

・市内小中学校に活動内容を知らせ、支援が必要な時に役立ててもらいます。
* 活動の様子は、月ごとに学校、保護者にお知らせします。

開所日時

- ・学校の休業日を除く月、火、木、金曜日(週4日)を開所しています。
(開所時間 10:00~15:00)
- ・センターの開所式、閉所式(修了式)は随時連絡します。

4 入所手続き

- 鳥栖市立小中学校に在籍する児童生徒または、鳥栖市在住で小中学校に在籍する児童生徒のうち、学校不適応傾向にある者及び心理的・情緒的要因等により長期間欠席していて、保護者・当該児童生徒が入所を希望する場合は、その対象となります。

入所手続き

- ① 保護者⇒在学学校へ入所の相談
- ② 学校長⇒「指導の依頼」「入所相談票」⇒鳥栖市教育委員会へ
- ③ 教育支援センター「みらい」で保護者、児童生徒との面談
- ④ 鳥栖市教育委員会⇒「仮入所の通知」学校・保護者
仮入所(2週間～1ヶ月)



- ⑤ 保護者⇒「入所願」⇒学校長⇒鳥栖市教育委員会へ
- ⑥ 鳥栖市教育委員会⇒「入所の通知」⇒学校長へ
- ⑦ 学校長⇒「入所の通知」⇒保護者へ

5 出席の扱い

不登校児童生徒の「出席扱い」とするためのガイドラインを基に各学校で個別に協議し、条件を充たせば通所した日数は指導要録上の出席扱いとなります。

6 見学・相談

- 毎週水曜日は、関係機関との協議、学校訪問、家庭訪問及び保護者と児童生徒の見学や相談の日として設定しています。ご希望の場合は、事前にご連絡ください。電話での相談は随時受け付けています。

鳥栖市教育支援センター「みらい」

〒841-0017 鳥栖市田代大官町 323-5
鳥栖市生涯学習センター内
TEL 0942-82-4868

鳥栖市教育委員会 学校教育課

〒841-8511 鳥栖市宿町1118番地
TEL 0942-85-3520 FAX 0942-83-0042

7 アクセス

